

# 宇都市陸上競技協会規約

2021/2/6

## 第1章 総 則

- 第1条 この協会は、宇都市陸上競技協会と称する。
- 第2条 この協会は、宇都市内の実業団陸上競技部、学校校友会陸上競技部、一般団体ならびに個人で組織する。

## 第2章 目的および事業

- 第3条 この協会は、宇都市における陸上愛好者の相互の研鑽を進め、アマチュアとしての陸上競技の普及発展を図ることを目的とする。
- 第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1).宇都市における陸上競技に関する計画の樹立及びその技術指導。
  - (2).日本陸上競技連盟、山口陸上競技協会に加入する。
  - (3).宇都市選手権大会の開催ならびに陸上競技を普及発展させるための競技会、講習会の開催。
  - (4).宇都市を代表する陸上競技選手の推薦並びに派遣。
  - (5).その他陸上競技の普及発展に関すること。

## 第3章 役員及び組織 (付表参照)

- 第5条 この協会は、次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名
副理事長	1名	常任理事	若干名	理 事	若干名
監 査	2名	事務局長	1名	事務局次長	若干名

- 第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1).会長は、この会を代表し業務統轄する。
- (2).副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、業務を代行する。
- (3).理事長は、常任理事ならびに理事会を代表し、この会の業務を処理する。
- (4).副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時は、業務を代行する。
- (5).事務局長は、本協会の事務全般を掌る。
- (6).事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長事故ある時は、業務を代行する。
- (7).常任理事は、常任理事会を構成し重要業務および上部団体等の派遣役員を審議決定する。
- (8).理事は、理事会を構成し重要業務を決議する。
- (9).監査は、この会計を監査する。

- 第7条 役員の選出方法及び任期は次のとおりとする。

- (1).会長、副会長、監査は理事会において推薦決定する。
- (2).理事長は、理事の推薦とする。
- (3).理事は、各加盟団体よりの推薦と会長指名の者をあてる。
- (4).常任理事は、各専門部長・高・中体連より各1名ならびに会長指名者とし、理事から常任理事に指名選出されたための欠員は、その推薦母体から補充するものとする。

- (5).役員の任期は2年とし、改選期は4月とする。ただし、再任を妨げない。
- (6).補充された役員の任期は、前任者の任期とする。
- (7).役員は任期満了であっても、後任者が決定するまで業務を執行しなければならない。

- 第8条 この協会に名誉会長、相談役及び顧問をおくことが出来る。
- (1).名誉会長、相談役及び顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
  - (2).名誉会長、相談役及び顧問は、重要業務については、会長もしくは、常任理事会の諮問に応ずる。
- 第9条 この協会は、第4条の業務遂行ため次の各部を置く。  
財務部、審判部、強化部、競技部、技術部、記録部、なおこの運営規定については、別に定める。

#### 第4章 会議

- 第10条 本協会の会議は、総会、常任理事会、理事会とし、会長が召集する。
- (1).総会は、本協会の最高決議機関であって、常任理事、理事をもって構成し、年1回会長が召集する。
  - (2).常任理事会は、常任理事ならびに各部長をもって構成し、必要に応じて随時開催する事が出来る。
  - (3).理事会は、理事、常任理事をもって構成し、必要に応じて随時開催する事が出来る。

第11条 総会、理事会の議長は、出席者の中から選出する。

第12条 会議は、構成員の過半数の出席を得て成立し、議事の決定は出席者の過半数をもって行い、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

- 第13条 常任理事会の審議・執行する事項は、次のとおりとする。
- (1).本会会員の決定。
  - (2).本協会を代表する選手および監督の決定。
  - (3).基金の管理。
  - (4).寄附金の受入に関する事項。
  - (5).その他重要な事項。

#### 第5章 統制

第14条 この協会の会員であつて規約に違反し、また統制を乱し、その他本協会の名誉を毀損する等の行為があつた時は、会長は理事会の決議によって除名若しくは競技会出場を停止する事がある。

#### 第6章 会計

- 第15条 この経費は、会費、寄附金、及び事業収入を充てる。
- 第16条 会費は、役員、選手、登録4,100円、高専選手登録3,100円、とする。
- 第17条 団体、及び個人登録については、3月31日までに登録申込書に記入の上、会費を添えて宇都市陸上競技協会事務局に提出する事。
- 第18条 本協会に特別基金口座を設ける事が出来る。

第19条 この協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第7章 付 錄

第20条 この規約は、理事会において、3分の2以上の同意を得なければ改正する事が出来ない。

### 宇部市陸上競技協会 慶弔規定

【対象者】	宇部市陸上競技協会登録者	
【給付区分】		【給付内容】
【香典】	本人死亡	10,000円、弔電
【傷病見舞金】	宇部市開催の大会で傷病となり、7日間以上入院した場合 5,000円	

### 付 則

本会の規約は、平成23年4月29日より施行する。

昭和51年4月12日	一部改正	
昭和52年4月12日	一部改正	
昭和55年4月17日	一部改正	
昭和58年4月15日	一部改正	
昭和61年4月10日	一部改正	
平成元年4月 7日	一部改正	
平成2年4月12日	一部改正	
平成5年4月 9日	一部改正	
平成7年4月 7日	一部改正	
平成9年4月 1日	一部改正	
平成12年4月 1日	一部改正	
平成21年4月24日	一部改正	第1条 事務局設置場所を削除 第5条 名誉会長、顧問を削除 第8条 名誉会長、相談役を追加 第21条 施行年月日を削除し付則に表記
平成22年4月23日	一部改正	宇部市陸上競技協会 慶弔規程追加
平成23年4月28日	一部改正	第16条 高等学校団体の登録は年会費年6000円を削除
令和3年2月 6日	一部改正	第16役員 選手、登録4.100円を5.000円 高専選手登録3.100円を4.000円 ※日本陸連登録料改定のため
令和3年2月 6日	一部改正	第20条 「総会」を「理事会」に改定